

平成 30 年 6 月 8 日

入札参加者 各位

一般財団法人自治体衛星通信機構  
事務局長

「Jアラート新型受信機の調達及び設置調整業務」に関する  
競争入札のお知らせ

一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「機構」という。）は機構が使用する全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）新型受信機の調達及び設置をするため、「Jアラート新型受信機の調達及び設置調整業務」について下記のとおり競争入札を行う。

記

1 業務の概要

(1) 業務名

「Jアラート新型受信機の調達及び設置調整業務」  
新型受信機の調達及び既設受信機と新型受信機の交換設置及び通信試験作業

(2) 履行場所

- ① 一般財団法人自治体衛星通信機構 山口管制局
- ② 一般財団法人自治体衛星通信機構 東京局
- ③ 一般財団法人自治体衛星通信機構 本部

(3) 履行期限

平成 31 年 1 月 31 日まで

2 競争入札参加資格

入札参加企業等には、次の要件が全て備わっていること。

- (1) 衛星通信機等設備の保守点検作業に係る業務の遂行に関するノウハウを有し、必要な組織・人員及び設備を有していること。また、同業務に関する実績を有していること。
- (2) 通信設備等の保守点検作業に係る業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 通信設備等の保守点検作業に係る業務を実施するうえで必要となる措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (4) 予算決算及び会計令第 70 条（昭和 22 年勅令第 165 号）の規定に該当しないこと。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 実質的営業年数が5年以上であること。なお、実質的営業年数とは、一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については譲渡元企業の営業年数を通算する。
- (9) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

### 3 入札説明会

入札説明会を以下のとおり行う。

#### (1) 日時及び場所

- ① 日時 平成30年6月22日（金） 10時30分～
- ② 場所 一般財団法人自治体衛星通信機構 本部会議室  
（東京都港区虎ノ門5-12-1 虎ノ門ワイコービル7F）

#### (2) 入札説明会参加手続き

平成30年6月21日（木）17時までに、以下の内容をFAX（書式自由）にて下記連絡先まで送付すること。なお、FAXを送ったときは、下記連絡先に電話をし、届いたことを確認すること。

- ① 入札希望件名
- ② 社名
- ③ 所属部署名
- ④ 参加者代表氏名
- ⑤ 参加者数（3名まで）
- ⑥ 連絡先住所、電話番号及びFAX番号

応募に係る問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-12-1

虎ノ門ワイコービル7F

一般財団法人 自治体衛星通信機構

おさだ

総務部総務課 長田、藤野

電話 : 03-3434-7348

FAX : 03-3434-7349